

長野市芸術館 子ども・障害者対象のホール利用料金割引について

平成 29 年 7 月

【条件】

- ・ホール入場料区分 3,000 円以下で利用
- ・文化芸術に関する発表又は練習に利用

【対象】

- ・市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校
- ・市内の子ども(18 歳以下)が概ね半数以上、かつ長野市内居住者が概ね半数以上を占めており、市内を中心に文化芸術活動を行う団体(個人・法人含む)
- ・心身に障害のある方が過半数を占めている団体(支援組織が主体的に開催する場合を除く)

【割引内容】

ホール及び楽屋(ただし、ホールと同一期間で利用する場合には、展示サロン、リハーサル室、練習室、アトリエ、ミーティングルームを含む。)の施設利用料金及び附属設備利用料金(冷暖房費は除く)を半額に割引いたします。

【適用開始日】

- ・平成 29 年 8 月 1 日以降のホール利用から適用

【申請手順】

- ① ご利用希望の日程をお電話にてご確認いただき、仮予約をしていただいた上で、1 週間以内に次の書類等を、芸術館事務所にご提出ください。

- 「利用許可申請書」および「利用計画書」
- 「利用料金割引申請書」
- 公演内容が分かる「実施計画書」(書式自由。芸術館「利用計画書」でも可)
- 団体の活動内容が分かる資料
- 入場料を徴収する場合は、申請する公演の「予算書」

※「利用許可申請書」「利用計画書」「利用料金割引申請書」は、芸術館事務所窓口および芸術館ホームページ上にご置きます。

- ② ご提出いただいた書類を審査し、提出書類に不備がない場合には、概ね 1 週間程度で、「利用料金割引決定(不決定)通知書」及び「請求書」を郵送いたします。「請求書」の発行日から 14 日以内にホール利用料金をお振込みください。
※楽屋・附属設備利用料金は、ホールご利用後に利用実績に基づいて請求いたします。

【注意事項】

- ▶ 利用許可申請 7 日後の許可日からキャンセル料が発生いたしますので、ご了承ください。
※キャンセル料は割引対象外(定価計算)となりますので、ご注意ください。
- ▶ 利用割引決定(不決定)の結果次第で、利用許可申請を検討される場合には、事前に担当者までご相談ください。(ただし、ご利用月 13ヶ月前の初日の抽選にご参加される場合には、本割引申請の結果に関わらず、キャンセル及び変更は出来ませんので、ご注意ください。)

その他、不明な点やご相談等ございましたら、貸館担当者までお問合せください。

一般財団法人 長野市文化芸術振興財団

長野市芸術館 貸館担当

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 地下 1 階

TEL 026-219-3192(貸館担当直通)

受付時間 9:00~19:00 *毎週火曜日(休館日)を除く